

## 岩手県森林病虫害被害対策推進協議会議事録

- 1 開催日時 平成30年2月5日(月) 13:30～15:30
- 2 開催場所 盛岡市中央通1-1-38 エスポワールいわて 大ホール
- 3 出席者 別紙出席者名簿のとおり
- 4 会議次第 別紙次第のとおり
- 5 議事録 下記のとおり

---

### 3 報告

- (1) 岩手県の松くい虫被害の現状と対策について(資料1により説明)
- (2) 岩手県のナラ枯れ被害の現状と対策について(資料2により説明)

《主な質疑は次のとおり》

#### 【長江委員(盛岡森林管理署)】

ナラの伐採による更新の促進(ナラ林健全化促進事業)については県の考えのとおりだと思うが、地域住民だけでなく都市部の方々にもご理解いただく必要がある。

大径材を林内に置いておくのがナラ枯れにとって良くないという判断のもと伐採するのであり、萌芽で更新するので森林破壊にはつながらないのだが、広葉樹の伐採を国有林が進めるといって、どうも怪しい目で見られる。

県の仕事になるのか市町村の仕事になるのか地域によって異なると思うが、是非、広く県民に、ナラ林の若返り更新を図らなければならないということを徹底していただければと思う。

#### 【事務局】

広く県民に理解いただかないとこの事業を進めることはできないと考えており、ホームページでも公開させて頂いているほか、事業実施にあたりましては地域での説明会等実施しながら事業を推進していきたい。

#### 【瀬川委員(岩手県チップ協同組合)】

ナラ枯れ被害は拡大のスピードが非常に速い。ガイドラインで6月から9月まで伐採禁止となると、ナラを利用できないようになる。

被害が及ばないうちに、もっと若返りを図る必要があるが、ナラ林健全化促進事業の事業主体として林業事業体等だけで被害をストップさせることができるのか非常に疑問を感じる。

事業主体等となるための要件が非常に厳しい。

ナラなどの広葉樹を伐採している業者は、高性能林業機械を有する業者よりもチェーンソーで伐採するような業者が多く事業主体に合致しない。

事業制度としては非常にありがたいと思うが、利用する者が非常に少ないのではないかと

懸念する。

今月が林業事業者等の申し込みの月であるが、どれぐらい出てくるのか、どのような方がなされているのか、これが公表されていない。公表していただいて、被害と思われる場所があれば、我々もその事業体に情報提供したい。それで食い止めたい。スピードに負けないようにやっていただきたい。

#### 【事務局】

林業事業者等は、森林整備事業を実施できる方として2年に一度募集し、森林組合や素材生産業者などが該当しており、それらの事業者については公表されているものと認識している。

一方、ナラ林健全化促進事業の対象範囲を今回30kmまで拡充したところであり、これは被害拡大距離に合わせたもので、現在1件、事業の申請があったところであり、引き続き平成30年度以降もこの事業を活用して、ナラ類の有効活用を図りながら、被害の拡大防止を進めていきたい。

#### 【中村委員（森林総合研究所東北支所）】

ナラ枯れについて誤解されているかもしれないので説明させていただきたい。

ナラ林健全化促進事業は被害の拡大阻止ではなく、被害が入って材が使えなくなる前に早めに使ってしまうこと、使うことによって被害が広がりにくいような若いナラ林になっていくことを推進しようというものであって、これを進めたからといって被害の拡大が収まるというものでもない。

被害拡大を抑えるためにやらなければいけないのは、やはり防除であって、防除は被害地の中心で行い、伐採利用を進めるのであれば被害地を中心にしてその周囲を徹底的に行うということになるが、松くい虫と違って突発的にどこで被害が出てくるのか分からないという特徴があるので、防除だけではなかなか対処できない。

こういう形で広い範囲での伐採の推進という網を掛けながら、防除を進めるというのが県の考えだと思う。

## 4 協議

### (1) 松くい虫被害対策

#### ア 高度公益機能森林等の区域の指定及び変更について（資料3により説明）

《主な質疑は次のとおり》

#### 【佐賀委員（日本野鳥の会もりおか）】

今まで被害にあった松林の標高のうち、最も高い地点は何mなのか。

高度公益機能森林として着色されている以外の森林には被害が出ていないのか。

### 【事務局】

標高に関するデータを持ち合わせていないため、確認のうえ回答したい。

高度公益機能森林として着色されている以外の森林には被害が出ていないのかとの質問については、高度公益機能森林自体、被害が発生していない場所とは限らない。

例えば岩手町のように、被害は発生していないが、隣接する地域で被害が発生していることから予防策として指定するケースもあるし、それ以外の市町村では、高度公益機能森林で被害がみられる場合もある。

高度公益機能森林はそういったことを前提に、被害が発生した場合には駆除を徹底するというものである。

### 【佐賀委員（日本野鳥の会もりおか）】

全域を高度公益機能森林に指定することはできないのか。

### 【事務局】

高度公益機能森林は、保安林に指定された松林や、災害の防止、水源のかん養、環境の保全について高い公益的機能を有し、松以外ではその機能を確保することが困難なものの中から県が指定するものであり、全域を指定することはできない。

### 《協議事項(1)ーアについて、原案どおり承認》

### イ 平成30年度松くい虫被害対策実施方針について（資料4により説明）

《主な質疑は次のとおり》

### 【中村委員（森林総合研究所東北支所）】

アカマツ伐採実施指針は先進的な取組みであり機能していると思うが、一方、あちこちで樹種転換もかなりやっていたらいい。どちらも重要だが、最近、被害地域の周りの地域で樹種転換が実施されるようになってきている。

カミキリムシを呼ばないように実施指針の網がかぶっていて欲しいところ、つまり被害地域でない場所での樹種転換、これも重要なわけですが、夏時期に伐採されないような対応が必要ではないか。

### 【事務局】

伐採時期を制限する方法の一つとしてアカマツ伐採実施指針における「周辺地域」に指定する方法がある。これにより6月～9月の伐採が制限される。

しかし、指定にあたっては、市町村の被害状況や防除方針も考慮のうえ、慎重に判断する必要がある。

というのも、未被害地域の樹種転換は、建築用材として販売する前提で行われる。

材価が安いなかで「周辺地域」に指定された場合、風評被害により販売価格がさらに叩か

れ、結果的に松くい虫対策としての樹種転換が進まなくなる恐れもあり、市町村毎の実情も考慮しながら慎重な対応が必要となる。

また、建築用材として松を売るのであれば、青変菌を避けるため6月から9月の夏時期は伐採を避けると見込まれる。

「周辺地域」に指定しないのであれば、例えば、伐採を予定するアカマツ林の所有者に施業指針に準じた取扱いについて直接働きかけを行うとか、補助事業で樹種転換を行う場合について、担当者会議を通じて留意事項として周知を図るなど、様々な機会を通じて働きかけを行う必要があると考えている。

#### 【中村委員（森林総合研究所東北支所）】

基本的に今であれば、どこで大規模な樹種転換が行われるのか分かると思うし、補助事業であれば全てわかるので、今の時点では先ほど言われたような対応で問題ないと思うが、最終的に施業指針に沿わない伐採が行われないよう監視を強めて頂きたいと思う。

#### 【事務局】

県の現地機関の非常勤職員などが監視を行っているので、その機会を通じてしっかりと働きかけを行っていく。

#### 【瀬川委員（岩手県チップ協同組合）】

高被害地域の広葉樹の混交林の伐採で、6月を超えてアカマツが支障になる場合が多い。

高被害地域で周辺は被害がまん延しているので、健全と思われるアカマツであっても伐採しても良いのではないかという声が、素材生産業者から聞かれる。

違反した場合に罰則はあるのか。

伐採木の処理はどうすべきなのか。林外に出すのか。そのままチップ工場にもって行けばいいのか。

#### 【事務局】

被害地域であっても全てのアカマツが被害を受けているわけではなく、それらを守っていくのが伐採施業指針の目的の一つです。

被害地域では、森林病虫害等防除法に基づき、岩手県知事が被害材の移動禁止命令を出しており、それに違反した場合、同法に基づき、3年以下の懲役または100万円以下の罰金が科せられる。

県の木でもある南部アカマツは、ブランド材として全国にも知られる貴重な資源であり、これらを松くい虫被害から守るため、伐採施業指針の遵守について、御理解、御協力を賜りたい。

#### 【議長】

県南の被害が定着した地域で、夏場にアカマツを実験的に伐採したところ、伐採した途端にマツノマダラカミキリが飛んできた。被害地域の中で夏場にアカマツを伐採することは、

マツノマダラカミキリの生息数を増やすことになる。そうなると、高被害地域の中の被害がないところにも被害が及ぶことになる。そのようなことから、伐採施業指針の見直しは行っていない。

岩手県の県木であるアカマツを守っていくためには、皆様方の御協力をいただきながら対策を進めて行きたいと考えておりますのでよろしくお願いする。

《協議事項(1)ーイについて、原案どおり承認》

ウ 平成30年度特別防除等計画について（資料5により説明）

《質疑なし》

《協議事項(1)ーウについて、原案どおり承認》

(2) ナラ枯れ被害対策

ア 平成30年度ナラ枯れ被害対策実施方針について（資料6により説明）

《主な質疑は次のとおり》

【中村委員（森林総合研究所東北支所）】

質問でも意見でもないが、別表の改正案について、立木くん蒸と伐倒くん蒸の2つの方法があって、「状況に応じて選んでください」と、予算の関係で立木くん蒸を選んでしまう場合がある。

ミズナラの場合、立木くん蒸はほとんど効かない、意味がない場合が多く見受けられるので、手間もお金もかかるが伐倒くん蒸を選んでくださいと各地でお願いしてきたが、それを書き込んでいただき感謝する。是非この方針でやっていただきたい。

あとは利用に絡めてということで、被害木だけに対処しては絶対にナラ枯れ被害を抑えることはできないので、この改正案に諸手を挙げて賛成する。

《協議事項(2)ーアについて、原案どおり承認》

(3) その他

《質疑なし》

5 その他

【瀬川委員（岩手県チップ協同組合）】

県南地域ではここ2,3年、カイガラムシの被害がある。樹幹の方には影響がないという話

だが、見た目では、ナラ類とクリの葉が枯れる。木も軽くなっている。これらは病虫害ではなく単なる一時的現象なのか、それともこれから手立てを要するところなのか。

#### 【事務局】

カイガラムシ被害については、基本的には枯死しない病気で、松くい虫やナラ枯れと同レベルの病虫害には位置づけられていない。

街路樹などで被害がみられているが、それらを大々的に駆除するというような対策は今のところ考えていない。

#### 【中村委員（森林総合研究所東北支所）】

カイガラムシの被害については、今、盛岡の辺りで大変な被害になっている。

木の汁を吸って枝を枯らすので、ぱっと見て木が枯れたように見えるが、多くの場合、木が枯れることはないが、樹種によって影響が異なり、クリはよく枯れる。

木が軽くなるという現象は、もしかしたら起こっているのかもしれない。

山形県では先行して被害が広がっていたが、山の様相が一変する。ほとんど枝がなくなつて、胴吹きばかりになり、一応木は枯れずに残っているという状況。

ホオノキは被害を受けにくいので、ホオノキばかりの森林になったりするが、思ったほど木は枯れない。

防除ができれば一番良いが、カイガラムシと言うぐらいで成虫になると外から薬を撒いても全然効かない。幼虫の期間が短く、その時期に合わせて農薬を撒くのも大変で、簡単には防除できない。

どうしても守りたい木であれば、木に殺虫剤を注射して守ることは可能だが、お金がかかり大規模にはやれないということで、多くの場合は枯れないであろうということと、防除が難しいという理由から、特段対処していないというのが現状です。

カイガラムシが吸い付くことができるのは柔らかい若い枝に限られるので、若い枝が枯れてしまうと、その木からはいなくなる。ということで、現時点では、虫がいなくなるのを待つのが対処方法かと思う。

#### 【事務局】

カイガラムシは森林病虫害等防除法の対象になっていないことも、費用をかけて駆除することに至っていない理由の一つである。

《議事終了》

////////////////////////////////////

## 岩手県森林病虫害被害対策推進協議会出席者名簿

平成30年2月5日（月） エスポワールいわて

所 属	職 名	氏 名	備 考
盛岡森林管理署	署 長	長江 恭弘	
環境省東北地方環境事務所	国 立 公 園 課 長	木住野 泰明	(代理) 十和田八幡平国立公園管理事務所盛岡管理官事務所 国立公園管理官 荒巻 理恵
国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所東北支所	生物被害研究グループ長	中村 克典	
北上川上流流域森林・林業活性化センター	構 成 員	谷藤 裕明	(代理)盛岡市農林部林政課課長 澤口 勝敏
一関地方農林振興協議会	会 長	勝部 修	欠席
気仙地方林業振興協議会	会 長	戸羽 太	(代理) 陸前高田市農林水産部農林課副主幹兼林政係長 菅原 正弘
国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター 盛岡水源林整備事務所	所 長	船城 保明	
岩手県森林組合連合会	代表理事専務	澤口 良喜	(代理) 副審査役業務部長 深澤 明広
岩手県木材産業協同組合	専務理事	伊藤 琢也	
岩手県山林種苗協同組合	理 事 長	大森 茂男	欠席
岩手県チップ協同組合	理 事 長	瀬川 清一郎	
社団法人岩手県木炭協会	常務理事	和嶋 憲男	
岩手県農業協同組合中央会	参 事	大川 隆	(代理) JA いわてグループ農業担 い手サポートセンター 高橋 光司
岩手県内水面漁業協同組合連合会	専務理事	五日市 周三	
岩手県養蜂組合	組合長理事	土屋 勲	(代理)岩手県養蜂組合 副組合長 小笠原 末廣
盛岡広域森林組合	代表理事組合長	伊藤 一治	
岩手県しいたけ産業推進協議会	会 長	高屋敷 幸雄	欠席
日本野鳥の会もりおか	代 表	佐賀 耕太郎	
岩手県環境生活部	自然保護課 総括課長	小笠原 誠	欠席
岩手県農林水産部	林務担当技監	阿部 義樹	

## 事務局

所 属	職	氏 名
岩手県農林水産部森林整備課	総括課長	佐々木 誠一
	整備課長	佐藤 昭仁
	主任主査	丸山 墨
	主 査	澤崎 格
	主 任	佐藤 尚史

## オブザーバー

所 属	職	氏 名
国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所東北支所 生物被害研究グループ	主任研究員	大塚 生美
	主任研究員	前原 紀敏
	主任研究員	相川 拓也

## 広域振興局等

所 属	職	氏 名
盛岡広域振興局林務部	林業振興課長	眞島 芳明
〃	上席林業普及指導員	泉 憲裕
県南広域振興局林務部	主任林業普及指導員	西田 康
県南広域振興局農政部 花巻農林振興センター	主任行政専門員	照井 重光
県南広域振興局農政部 遠野農林振興センター	上席林業普及指導員	伊東 茂敏
県南広域振興局農政部 一関農林振興センター	林業振興課長	高橋 攻
〃	主 査	鹿野 厚子
沿岸広域振興局農林部 宮古農林振興センター林務室	技 師	畠山 智樹
沿岸広域振興局農林部宮古農林振興センター林務室岩泉林務出張所	技 師	熊谷 和馬
沿岸広域振興局農林部 大船渡農林振興センター林務室	主 査	小笠原 良和
県北広域振興局農政部 二戸農林振興センター林務室	技 師	及川 純
林業技術センター研究部	首席専門研究員兼 研究部長	小原 誉
〃	技 師	皆川 拓

# 岩手県森林病虫害被害対策推進協議会

日時：平成 30 年 2 月 5 日（月）

13:30～15:30

場所：エスポワールいわて「大ホール」

## 次 第

### 1 開 会

### 2 あいさつ

### 3 報 告

(1) 岩手県の松くい虫被害の現状と対策について ……資料 1

(2) 岩手県のナラ枯れ被害の現状と対策について ……資料 2

### 4 協 議

#### (1) 松くい虫被害対策

ア 高度公益機能森林等の区域の指定及び変更（案）について ……資料 3

イ 平成 30 年度松くい虫被害対策実施方針(案)について ……資料 4

ウ 平成 30 年度特別防除等計画（案）について ……資料 5

#### (2) ナラ枯れ被害対策

ア 平成 30 年度ナラ枯れ被害対策実施方針（案）について ……資料 6

#### (3) その他

### 5 その他

### 6 閉 会